

新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 9 月 28 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第45号

新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

新潟県介護保険法施行細則（平成20年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
(指定介護老人福祉施設等に係る変更の届出)		(指定介護老人福祉施設等に係る変更の届出)	
第6条 (略)		第6条 (略)	
2 前項の届出書には、別表第3の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。		2 前項の届出書には、 <u>省令で定めるもののほか</u> 、別表第3の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。	
3 (略)		3 (略)	
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
変更事項	添付書類	変更事項	添付書類
(略)		(略)	
届出をする者の登記事項証明書又は条例等	届出をする者の登記事項証明書又は条例等	届出をする者の <u>定款</u> 、 <u>寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等</u>	届出をする者の <u>定款</u> 、 <u>寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等</u>
(略)		(略)	
事業所の管理者（ <u>訪問看護等に係る事業に係る変更の場合であつて、当該事業所が病院又は診療所でないときに限る。</u> ）	事業所の管理者の保健師免許証又は看護師免許証の写し（変更後の事業所の管理者が保健師又は看護師でない場合は、その理由を記載した書類）	事業所の管理者（ <u>訪問リハビリテーション等、居宅療養管理指導等、通所リハビリテーション等及び短期入所療養介護等に係る事業に係る変更の場合を除く。</u> ）	1 事業所の管理者の経歴書（訪問看護等に係る事業に係る変更にあつては、事業所の管理者の免許証の写し） 2 訪問看護等に係る事業に係る変更の場合において、変更後の事業所の管理者が保健師又は看護師でないときは、その理由を記載した書類（当該事業所が病院又は診療所である場合を除く。）
(略)		(略)	
別表第3 (第6条関係)		別表第3 (第6条関係)	
変更事項	添付書類	変更事項	添付書類
(略)		(略)	
開設者の登記事項証明書又は条例等	開設者の登記事項証明書又は条例等	開設者の <u>定款</u> 、 <u>寄附行為等及びその登記事項</u>	開設者の <u>定款</u> 、 <u>寄附行為等及びその登記事</u>

		証明書又は条例等	項証明書又は条例等
(略)		(略)	

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。